

優良乳用牛導入支援事業補助金実施要領

制 定 令和 4 年 9 月 8 日付け農畜第 1092 号
改 正 令和 7 年 10 月 9 日付け農畜第 1108 号
改 正 令和 8 年 4 月 1 日付け農畜第 16 号
改 正 令和 8 年 8 月 31 日付け農畜第 1055 号

(趣旨)

第 1 条 優良乳用牛導入支援事業の実施については、優良乳用牛導入支援事業補助金交付等要綱（令和 4 年 8 月 19 日付け農畜第 877 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業概要)

第 2 条 持続的な酪農生産基盤の維持を図るため、飼料価格の高騰等の影響により経営状況が悪化した酪農家に対し、次の取組に必要な経費を支援する。

(1) 優良乳用牛導入支援

県外からの優良乳用雌牛の導入経費の一部を支援

(事業実施主体の要件)

第 3 条 第 2 条第 1 項第 1 号の優良乳用種導入支援の事業実施主体は、生乳販売を主とする酪農家、知事が必要と認めた団体とする。

(導入家畜の要件等)

第 4 条 第 2 条第 1 項の支援対象となる乳用牛は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 県外家畜市場もしくは全国酪農業協同組合連合会から購入するホルスタイン種の初妊牛。
- (2) 購入するホルスタイン種初妊牛の母牛の年間生乳生産能力が 8,500kg 以上、もしくは、父牛が乳用種雄牛総合指数、上位 40 位以内であること。
- (3) 年度当初（事業実施年度の 4 月 1 日）から年度末（事業実施年度の 3 月 31 日）の間に導入したもの

(4) 国や地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構から乳用初妊牛の導入に係る補助金の交付を受けていないこと。

(5) ただし、前項の規定は、市町村において独自の財源により実施される補助金交付の場合には適用しないものとする。

(事業の要件等)

第5条 本事業の補助対象経費である購入費は、家畜の生体価格とし、輸送費や手数料などは含めないものとする。

(事業実施手続)

第6条 事業実施主体は事業の実施に当たって、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は前項により承認申請があったときは当該申請にかかる事業実施計画を審査し、その内容が適切であると認められるときは、予算の範囲内で事業実施計画の承認を行うものとする。

3 事業実施主体は、前項で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、第1項から第2項までに準じて変更の承認を受けるものとする。

(1) 事業内容の追加、中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金額の増加を伴う事業費の増

(事故などの報告)

第7条 事業実施主体は、事業により導入した家畜が家畜管理者の責に帰さない事由により死亡又は補助目的に従った使用が困難となった場合は、別記様式第2号により事故報告書を作成し、知事に提出し、指示を受けるものとする。

(管理運営)

第8条 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した家畜を、常に

良好な状態で管理し、必要に応じて治療等を行い、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に飼養管理するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施状況及び事業実績について、必要に応じて事業実施主体に対し調査し、または報告を求めることができるものとする。

附 則

この実施要領は、令和4年9月8日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年10月9日から施行する。

この通知による改正前の酪農生産基盤維持緊急支援事業補助金交付要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

この通知による改正前の酪農生産基盤維持緊急支援事業補助金交付要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和8年8月31日から施行する。

この通知による改正前の酪農生産基盤維持緊急支援事業補助金交付要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所

団体名

代表者氏名

年度優良乳用牛導入支援事業実施計画（変更）承認申請書

年度において、下記のとおり優良乳用牛導入支援事業を実施したいので、
関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的（変更の理由）

2 事業の内容等

事業内容	事業量	総事業費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
	頭	円	円	円	
合計					

- （注） 1 事業内容の欄は、実施要領第2条に掲げる事業の内容を記入すること。
2 事業実施計画を変更する場合は、変更前を（ ）書きにし、上段に記すこと。
3 備考欄には、導入元、積算基礎を記入すること。

3 添付資料

- （1）年間出荷乳量が確認できる書類
（2）その他知事の要求する資料

別記様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所

団体名

代表者氏名

事故報告書

年度優良乳用牛導入支援事業において補助金の交付を受けた家畜について事故等があったので、優良乳用牛導入支援事業実施要領第7条の規定に基づき報告します。

記

種類	
品種	
性別	
名号	
登記・登録番号	
個体識別番号	
飼養管理者	
事故の種類	
事故の顛末	
処分の方法	

（注）獣医師の検案書、写真、登記書などを添付すること